

海關進口稅則修正部分稅則

中華民國 104 年 7 月 1 日
華總一義字第 10400076041 號

第3章 魚類、甲殼類、軟體類及其他水產無脊椎動物

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03079130 活、生鮮或冷藏罐螺	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣18元/公斤或12%從高徵稅 (GT) 新臺幣24.1元/公斤或16%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣64元/公斤或42.5%從高徵稅	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣15元/公斤或10%從高徵稅 (GT) 新臺幣21元/公斤或14%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣64元/公斤或42.5%從高徵稅	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣12元/公斤或8%從高徵稅 (GT) 新臺幣18元/公斤或12%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣64元/公斤或42.5%從高徵稅	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣9元/公斤或6%從高徵稅 (GT) 新臺幣15元/公斤或10%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣64元/公斤或42.5%從高徵稅	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣6元/公斤或4%從高徵稅 (GT) 新臺幣12元/公斤或8%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣64元/公斤或42.5%從高徵稅	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣3元/公斤或2%從高徵稅 (GT) 新臺幣9元/公斤或6%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣64元/公斤或42.5%從高徵稅
03081922 乾光參，但未煉製	10%	免稅 (LDCs, PA, NI, NZ, SG) 新臺幣2.3元/公斤或1%從高徵稅 (GT) 新臺幣7.1元/公斤或3%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣50元/公斤或20%從高徵稅	10%	免稅 (LDCs, PA, GT, NI, NZ, SG) 新臺幣4.7元/公斤或2%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣50元/公斤或20%從高徵稅	10%	免稅 (LDCs, PA, GT, NI, NZ, SG) 新臺幣2.3元/公斤或1%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣50元/公斤或20%從高徵稅	10%	免稅 (LDCs, PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣50元/公斤或20%從高徵稅						
03081930 其他乾、鹹或浸鹹海參，但未煉製	10%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣1.6元/公斤或1%從高徵稅 (GT) 新臺幣4.8元/公斤或3%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣32元/公斤或20%從高徵稅	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 新臺幣3.2元/公斤或2%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣32元/公斤或20%從高徵稅	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 新臺幣1.6元/公斤或1%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣32元/公斤或20%從高徵稅	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣32元/公斤或20%從高徵稅						

稅則號別及貨名	稅率																													
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起					
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
03079130 活、生鮮或冷藏鐘螺	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 新臺幣6元/ 公斤或4%從 高徵稅 (SV, HN)	新臺幣 64元/公 斤或 42.5% 從高徵 稅	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 新臺幣3元/ 公斤或2%從 高徵稅 (SV, HN)	新臺幣 64元/公 斤或 42.5% 從高徵 稅	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	新臺幣 64元/公 斤或 42.5% 從高徵 稅																					

第8章 食用果實及堅果；柑橘屬果實或甜瓜之外皮

稅則號別及貨名	稅									率								
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
08021220 去殼苦杏仁，鮮或乾	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣4元/公斤或10%從高徵稅															
0804 鮮或乾椰棗(海棗)、無花果、鳳梨、酪梨、番石榴、芒果及山竹果																		
080410 椰棗(海棗)																		
08041000 椰棗(海棗)，鮮或乾	27%	免稅 (PA) 8.1% (NI) 10.8% (GT) 14.4% (SV, HN) 20.3% (NZ) 24.3% (SG)	45%	27%	免稅 (PA) 5.4% (NI) 9% (GT) 12.6% (SV, HN) 13.5% (NZ) 21.6% (SG)	45%	27%	免稅 (PA) 2.7% (NI) 6.8% (NZ) 7.2% (GT) 10.8% (SV, HN) 18.9% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, NI, NZ) 5.4% (GT) 9% (SV, HN) 16.2% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, NI, NZ) 3.6% (GT) 7.2% (SV, HN) 13.5% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, NI, NZ) 1.8% (GT) 5.4% (SV, HN) 10.8% (SG)	45%
08041010 (刪除)																		
08041020 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
08041090 (刪除)																		
08109080 鮮棗	27%	免稅 (PA) 8.1% (NI) 10.8% (GT) 14.4% (SV, HN) 20.3% (NZ) 24.3% (SG)	45%	27%	免稅 (PA) 5.4% (NI) 9% (GT) 12.6% (SV, HN) 13.5% (NZ) 21.6% (SG)	45%	27%	免稅 (PA) 2.7% (NI) 6.8% (NZ) 7.2% (GT) 10.8% (SV, HN) 18.9% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, NI, NZ) 5.4% (GT) 9% (SV, HN) 16.2% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, NI, NZ) 3.6% (GT) 7.2% (SV, HN) 13.5% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, NI, NZ) 1.8% (GT) 5.4% (SV, HN) 10.8% (SG)	45%
08134031 紅棗乾(包括中藥用者)	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 24.3% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 21.6% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 18.9% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 16.2% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 13.5% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 10.8% (SG)	40%
08134032 黑棗乾	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 24.3% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 21.6% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 18.9% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 16.2% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 13.5% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 10.8% (SG)	40%
08134039 其他乾棗類	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 24.3% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 21.6% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 18.9% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 16.2% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 13.5% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 10.8% (SG)	40%

稅則號別及貨名	稅																										
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
08041000 椰棗(海棗), 鮮或乾	27%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 3.6% (SV, HN) 8.1% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 1.8% (SV, HN) 5.4% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	45%															
08109080 鮮棗	27%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 3.6% (SV, HN) 8.1% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 1.8% (SV, HN) 5.4% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	45%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	45%															
08134031 紅棗乾(包括中藥用者)	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 8.1% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5.4% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	40%															
08134032 黑棗乾	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 8.1% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5.4% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	40%															
08134039 其他乾棗類	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 8.1% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5.4% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	40%	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.7% (SG)	40%															

第9章 咖啡、茶、馬黛茶及香料

稅則號別及貨名	稅率																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
09041110 黑胡椒，未壓碎或未研磨者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣16.5元/公斤或30%從高徵稅															
09041120 白胡椒，未壓碎或未研磨者	10%	免稅 (PA, NZ, SG) 新臺幣0.9元/公斤或1.4%從高徵稅 (GT) 新臺幣2.5元/公斤或3.6%從高徵稅 (SV, HN) 新臺幣3.3元/公斤或4.8%從高徵稅 (NI)	新臺幣21元/公斤或30%從高徵稅	10%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 新臺幣1.6元/公斤或2.4%從高徵稅 (SV, HN) 新臺幣2.2元/公斤或3.2%從高徵稅 (NI)	新臺幣21元/公斤或30%從高徵稅	10%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 新臺幣0.8元/公斤或1.2%從高徵稅 (SV, HN) 新臺幣1.1元/公斤或1.6%從高徵稅 (NI)	新臺幣21元/公斤或30%從高徵稅	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣21元/公斤或30%從高徵稅						

第 1 1 章 製粉工業產品；麥芽；澱粉；菊糖；麵筋

稅則號別及貨名	稅 率																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
11090090 其他麵筋，不論是否乾燥	20%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	新臺幣13 元/公斤 或40%從 高徵稅															

第 1 4 章 編結用植物性材料；未列名植物產品

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
14049040 椰殼(整粒、片、碎屑)及其碎片之壓縮塊	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	40%															

第16章 肉、魚或甲殼、軟體或其他水產無脊椎動物等之調製品

稅則號別及貨名	稅率																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
16055700 已調製或保藏之鮑魚，包括九孔	9%	免稅 (PA, NI, SG) 新臺幣3.6元/公斤或 0.9%從高徵稅 (GT) 新臺幣10.8元/公斤或 2.7%從高徵稅 (SV, HN) 新臺幣27元/公斤或 6.8%從高徵稅 (NZ)	新臺幣49.6元/公斤或 12.5%從高徵稅	9%	免稅 (PA, GT, NI, SG) 新臺幣7.2元/公斤或 1.8%從高徵稅 (SV, HN) 新臺幣18元/公斤或 4.5%從高徵稅 (NZ)	新臺幣49.6元/公斤或 12.5%從高徵稅	9%	免稅 (PA, GT, NI, SG) 新臺幣3.6元/公斤或 0.9%從高徵稅 (SV, HN) 新臺幣9元/公斤或 2.3%從高徵稅 (NZ)	新臺幣49.6元/公斤或 12.5%從高徵稅	9%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣49.6元/公斤或 12.5%從高徵稅						
16055920 已調製或保藏之南美貝	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣17元/公斤或 10%從高徵稅															

第18章 可及可可製品

章註

二、 第1806節包括含有可可之糖食，及本章註一規定以外之其他含有可可之食品。

第19章 穀類、粉、澱粉或奶之調製食品；糕餅類食品

稅則號別及貨名	稅																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
190211 未烹飪之粉條，未夾餡或未調製，含蛋者 19021110 未烹飪之米粉條，未夾餡或未調製，含蛋者 19021190 其他未烹飪之粉條，未夾餡或未調製，含蛋者 19021910 未烹飪之米粉條，未夾餡或未調製，未含蛋者 19021990 其他未烹飪之粉條，未夾餡或未調製，未含蛋者	新臺幣49元/公斤 22% 新臺幣49元/公斤 21%	新臺幣36.8元/公斤 (NZ) 新臺幣45.7元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, NZ) 9.6% (GT) 12.2% (SV, HN) 12.8% (NI) 19.8% (SG) 新臺幣36.8元/公斤 (NZ) 新臺幣45.7元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, NZ) 2.3% (GT) 6.6% (SV, HN) 12.8% (NI) 18.9% (SG)	新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35%	新臺幣49元/公斤 22% 新臺幣49元/公斤 21%	新臺幣24.5元/公斤 (NZ) 新臺幣42.4元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, NZ) 8% (GT) 10.7% (SV, HN) 11.2% (NI) 17.6% (SG) 新臺幣24.5元/公斤 (NZ) 新臺幣42.4元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, GT, NZ) 4.4% (SV, HN) 11.2% (NI) 16.8% (SG)	新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35%	新臺幣49元/公斤 22% 新臺幣49元/公斤 21%	新臺幣12.3元/公斤 (NZ) 新臺幣39.2元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, NZ) 6.4% (GT) 9.2% (SV, HN) 9.6% (NI) 15.4% (SG) 新臺幣12.3元/公斤 (NZ) 新臺幣39.2元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, GT, NZ) 2.2% (SV, HN) 9.6% (NI) 14.7% (SG)	新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35%	新臺幣49元/公斤 22% 新臺幣49元/公斤 21%	免稅 (NZ) 新臺幣35.9元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, GT, SV, HN, NZ) 8% (NI) 12.6% (SG)	新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35%	新臺幣49元/公斤 22% 新臺幣49元/公斤 21%	免稅 (NZ) 新臺幣32.6元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, GT, SV, HN, NZ) 6.4% (NI) 10.5% (SG)	新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35%	新臺幣49元/公斤 22% 新臺幣49元/公斤 21%	免稅 (NZ) 新臺幣29.4元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN) 免稅 (PA, GT, SV, HN, NZ) 4.8% (NI) 8.4% (SG)	新臺幣49元/公斤 35% 新臺幣49元/公斤 35%

稅則號別及貨名	稅																										
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
19021110 未烹飪之米粉條，未夾餡或未調製，含蛋者	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣26.1元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣22.8元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣19.6元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣16.3元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣13元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣9.8元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣6.5元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣3.2元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ, SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤
19021190 其他未烹飪之粉條，未夾餡或未調製，含蛋者	22%	免稅 (PA, GT, NZ) 3% (SV, HN) 3.2% (NI) 6.6% (SG)	35%	22%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.5% (SV, HN) 1.6% (NI) 4.4% (SG)	35%	22%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.2% (SG)	35%	22%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	35%															
19021910 未烹飪之米粉條，未夾餡或未調製，未含蛋者	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣26.1元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣22.8元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣19.6元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣16.3元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣13元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣9.8元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣6.5元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ) 新臺幣3.2元/公斤 (SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤	新臺幣 49元/公斤	免稅 (NZ, SG) 新臺幣49元/公斤 (PA, GT, NI, SV, HN)	新臺幣 49元/公斤
19021990 其他未烹飪之粉條，未夾餡或未調製，未含蛋者	21%	免稅 (PA, GT, SV, HN, NZ) 3.2% (NI) 6.3% (SG)	35%	21%	免稅 (PA, GT, SV, HN, NZ) 1.6% (NI) 4.2% (SG)	35%	21%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.1% (SG)	35%	21%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	35%															

第20章 蔬菜、果實、堅果或植物其他部分之調製品

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
20098930 橄欖果汁	25%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ, SG , LDCs) 13.3% (NI)	50%	25%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ, SG , LDCs) 11.6% (NI)	50%	25%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ, SG , LDCs) 10% (NI)	50%	25%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ, SG , LDCs) 8.3% (NI)	50%	25%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ, SG , LDCs) 6.6% (NI)	50%	25%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ, SG , LDCs) 5% (NI)	50%

稅則號別及貨名	稅 率																													
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起					
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
20098930 檫樹果汁	25%	免稅 (PA, GT, SV, HN, NZ, SG, LDCs) 3.3% (NI)	50%	25%	免稅 (PA, GT, SV, HN, NZ, SG, LDCs) 1.6% (NI)	50%	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, LDCs)	50%																					

第22章 飲料、酒類及醋

稅則號別及貨名	稅率																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
22029090 其他飲料，含糖或其他甜味料 或香料及其他未含酒精飲料	10%	免稅 (PA) 1% (GT) 3% (NI, SV, HN)) 7.5% (NZ) 9% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT) 2% (NI, SV, HN)) 5% (NZ) 8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT) 1% (NI, SV, HN)) 2.5% (NZ) 7% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ)) 6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ)) 5% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ)) 4% (SG)	12.5%
22089060 寇思酒 (Korn)	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	50%															

稅則號別及貨名	稅																								率		
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
22029090 其他飲料，含糖或其他甜味料 或香料及其他未含酒精飲料	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	12.5%															

第25章 鹽；硫磺；泥土及石料；石膏料；石灰及水泥

章註

- 一、 除本章各節或註四另有規定者外，本章僅包括原產狀態下之礦產品或其業經洗滌（包括以化學品汰除雜質而未改變該產品結構者）、壓碎、研磨成粉、篩分及以浮選、磁選或其他機械或物理方法處理（不包括結晶法）之礦產品，但不包括經焙燒、煅燒、混合或超過各節所述加工者。
本章之產品可含添加抗塵劑，但須不改變礦產品之用途，而係仍供一般用途使用。

第29章 有機化學品

增註

四、 藥廠輸入歸屬本章或其他各章專供製造血液代用品，血液增量劑及洗腎用清洗液之藥品，經衛生福利部證明屬實，並經經濟部證明國內尚未製造者免稅。

第29章 有機化學品

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
29093050 八溴二苯醚、十溴二苯醚	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%															
29095030 (刪除)																		

第30章 醫藥品

增註

三、輸入不具劑量之製劑原料，經衛生福利部或行政院農業委員會證明屬實者，依其證明文件所載主成分適用之稅率從高課稅。

第37章 感光或電影用品

增註

三、符合工廠管理規定之製造業，輸入供製造印刷用塗佈感光平板版材（CTP）用歸屬稅則第37071000號「供照相用感光乳液」及第37079010號「供照相用顯影劑」，經經濟部證明屬實者免稅。

第39章 塑膠及其製品

增註

四、 符合工廠管理規定之製造業，輸入供製造印刷用塗佈感光平板版材（CTP）用歸屬稅則第39094000號「酚樹脂，初級狀態」，經經濟部證明屬實者免稅。

第11類 紡織品與紡織製品

類註

一、本類不包括下列各項：

- (甲) 製刷用之獸鬃或獸毛（第0502節）；馬鬃及廢馬鬃（第0511節）；
- (乙) 人髮或人髮製品（第0501、6703或6704節），但一般用於榨油機或類似機器之濾布（第5911節）除外；
- (丙) 第14章之棉籽絨或其他植物性材料；
- (丁) 第2524節之石棉或第6812或6813節之石棉製品及其他產品；
- (戊) 第3005或3006節之製品；第3306節之用於清潔牙縫之紗線（牙線），以個別零售包裝者；
- (己) 第3701至3704節之感光紡織物；
- (庚) 任何橫斷面超過1公釐之人造塑膠單絲或表面寬度超過5公釐之人造塑膠扁條或類似品（例如人造草）（第39章）及上述單絲或扁條之編結品或織物或編籃或柳條編結品（第46章）；
- (辛) 第39章之梭織物、針織品或鉤針織品、氈呢，或不織物等經塑膠浸製、塗面、被覆或黏合而成者或其製品；
- (壬) 第40章之梭織物、針織品，或鉤針織品、氈呢或不織物等經橡膠浸漬、塗面、被覆，或黏合而成者或其製品；
- (癸) 帶毛之生皮（第41或43章）或第4303或4304節之毛皮製品或人造毛皮或其製品；
- (子) 第4201或4202節之紡織材料製品；
- (丑) 第48章之產品或製品（例如：纖維素胎）；
- (寅) 第64章之鞋靴或鞋靴之部分品、綁腿、護脛或類似製品；
- (卯) 第65章之髮網、其他帽類或帽之部分品；
- (辰) 第67章之物品；
- (巳) 塗以研磨料之紡織材料（第6805節）及第6815節之碳化纖維或其製品；
- (午) 玻璃纖維或玻璃纖維製品，但可見底布之玻璃線刺繡品除外（第70章）；
- (未) 第94章之製品（例如：家具、寢具、燈及燈配件）；
- (申) 第95章之製品（例如：玩具、遊戲品、運動用具及網）；
- (酉) 第96章之製品（如刷子、旅行用針線包、拉鍊及打字色帶、衛生棉(墊)和衛生棉塞、嬰兒用尿墊(尿布)及其裏襯）；或
- (戌) 第97章之製品。

三、

(甲) 除下述本類內 (乙) 項所列者外，下列各種單、多股 (合股) 或粗股之紗視為「撚線、繩、索及纜」：

- (1) 絲或廢絲製成之紗，其支數超過20,000分德士 (decitex) 者；
- (2) 人造纖維紗 (包括第54章之兩股或兩股以上單絲之紗)，其支數超過10,000分德士 (decitex) 者；
- (3) 大麻或亞麻製：
 - (一) 打光或上光，其支數為1,429分德士 (decitex) 或以上者；或
 - (二) 未打光或未上光，其支數超過20,000分德士 (decitex) 者。
- (4) 含有三股或三股以上之椰殼纖維者；
- (5) 其他植物纖維，其支數超過20,000分德士 (decitex) ；或
- (6) 以金屬線加強之紗。

(乙) 下列各項例外：

- (1) 羊毛或其他獸毛紗及紙紗，用金屬線加強之紗除外；
- (2) 第55章之人造纖維束及第54章之未經加撚或每公尺撚數在五轉以下之複合紗；
- (3) 第5006節之蠶絲腸線，及第54章之單絲；
- (4) 第5605節之攪金屬紗；以金屬線加強之紗應受上述 (甲) (6) 項之規定；及
- (5) 第5606節之毛絨花紗、螺旋花紗及圈環花線。

第54章 人造纖維絲；人造紡織材料之扁條及類似品

稅則號別及貨名	稅率																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
540761 含聚酯非加工絲重量在85%及以上者																		
54076110 其他本色(未漂白)梭織物，含聚酯非加工絲重量在85%及以上者	7.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%															
54076190 其他梭織物，含聚酯非加工絲重量在85%及以上者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 9% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 8% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 7% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	10%

稅則號別及貨名	稅 率																													
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起					
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
54076190 其他梭織物，含聚酯非加工絲 重量在85%及以上者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	10%																		

第56章 填充用材料、氈呢、不織布；特種紗；撚線、繩、索、纜及其製品

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
560210 針軋氈呢及經針縫纖維製之織物																		
56021000 針軋氈呢及經針縫纖維製之織物，不論是否經浸漬、塗佈、被覆或黏合者	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%															

第58章 特殊梭織物；簇絨織物；花邊織物；掛毯；裝飾織物；刺繡織物

章註

六、 第5810節所稱「刺繡物」，亦包括以金屬線或玻璃線刺繡於可見底布之紡織布料者；及以亮片、珠子、紡織物或其他材製之裝飾圖案縫製之貼花刺繡布。本節不包括針織掛毯（第5805節）。

第59章 浸漬、塗佈、被覆或黏合之紡織物；工業用紡織物

章註

七、第5911節適用於不屬於第11類其他節號之下列貨品：

(甲) 成幅紡織製品，切成一定長度或簡單切成長方形（包括正方形）（具有第5908節至第5910節所列產品性質者除外）：

- (1) 紡織物、氈呢、及呢襯裏紡織物之以橡膠、皮革或其他材料塗佈、被覆或黏合，作針布之用者，或其他技術上用之類似織物，包括以橡膠浸漬之天鵝絨製成之窄幅織物，用於覆蓋織軸（經軸）者；
- (2) 羅底；
- (3) 紡織材料或人髮製用於榨油機或類似機器之濾布；
- (4) 用多股經紗或緯紗平織而成的紡織物，不論是否氈化、浸漬或塗佈，通常用於機械或其他專業用途；
- (5) 以金屬加強之紡織物作為專業用途者；
- (6) 用於工業作為包裝或潤滑材料之繩、編帶或類似品，不論是否塗佈、浸漬或以金屬合攪加強者；

(乙) 通常作為專業用途之紡織物品（例如：造紙或類似機器（例如：供造紙漿或石棉水泥）用之環狀或連結用紡織物及氈呢，密合墊、墊圈、拋光盤及其他機器配件）。（不包括第5908至5910節）。

第59章 浸漬、塗佈、被覆或黏合之紡織物；工業用紡織物

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
591140 用於榨油機或類似機器之濾布 ，包括人髮製成者																		
59114000 用於榨油機或類似機器之濾布 ，包括人髮製成者	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%															

第68章 石料、膠泥、水泥、石棉、雲母或類似材料之製品

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
681510 非電氣用石墨或碳精製品																		
68151000 非電氣用石墨或碳精製品	10%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1% (GT) 3% (SV, HN)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 2% (SV, HN)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 1% (SV, HN)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	15%						

第70章 玻璃及玻璃器

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
7005 浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不論有無吸收、反射或不反射層，且未經其他方式加工者																		
70051010 浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不含金屬線，具有不反射層者	10%	免稅 (PA, NI, NZ) 1% (GT) 3% (SV, HN) 9% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2% (SV, HN) 8% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 1% (SV, HN) 7% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	13.5%
70051090 其他浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不含金屬線，具有吸收或反射層者	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6.3% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5.6% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4.9% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4.2% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3.5% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.8% (SG)	13.5%
70052100 浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不含金屬線，整體著色玻璃（整體著色者）、不透明、閃爍或僅經表面研磨者	10%	免稅 (PA, NI, NZ) 1% (GT) 3% (SV, HN) 9% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2% (SV, HN) 8% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 1% (SV, HN) 7% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	13.5%
70052990 其他浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不含金屬線，且未經其他方式加工者（不包括已列入第700510目及第700521目者）	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6.3% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5.6% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4.9% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4.2% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3.5% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.8% (SG)	13.5%
70053000 浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，含有金屬線，不論有無吸收、反射或不反射層，且未經其他方式加工者	10%	免稅 (PA, NI, NZ) 1% (GT) 3% (SV, HN) 9% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2% (SV, HN) 8% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 1% (SV, HN) 7% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	13.5%

稅則號別及貨名	稅																										
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
70051010 浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，具有不反射層者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	13.5%															
70051090 其他浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不含金屬線，具有吸收或反射層者	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.1% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.4% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 0.7% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	13.5%															
70052100 浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不含金屬線，整塊著色玻璃（整體著色者）、不透明、閃爍或僅經表面研磨者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	13.5%															
70052990 其他浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，不含金屬線，且未經其他方式加工者（不包括已列入第700510目及第700521目者）	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.1% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.4% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 0.7% (SG)	13.5%	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	13.5%															
70053000 浮式平板玻璃及表面經研磨或拋光之平板玻璃，含有金屬線，不論有無吸收、反射或不反射層，且未經其他方式加工者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	13.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	13.5%															

第 8 4 章 核子反應器、鍋爐、機器及機械用具；及其零件

增註

五、 經政府立案之盲人救濟機構，輸入稅則第 8442、8443、8469、9608 節以外其他各章所屬稅則號別專供盲人用之物品免稅，但以衛生福利部證明屬實者為限。

第84章 核子反應器、鍋爐、機器及機械用具；及其零件

稅則號別及貨名	稅									率								
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
一第八十七章車輛推動用之往復式活塞引擎：																		
84073100 車輛用往復式火花點火內燃活 塞引擎，汽缸容量不超過50 CC者	11.5%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ) 3.9% (NI) 10.3% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ) 2.6% (NI) 9.2% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ) 1.3% (NI) 8% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 6.9% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 5.7% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 4.6% (SG)	15%
84073200 車輛用往復式火花點火內燃活 塞引擎，汽缸容量超過50C C但不超過250CC者	11.5%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ) 3.9% (NI) 10.3% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ) 2.6% (NI) 9.2% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, SV , HN, NZ) 1.3% (NI) 8% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 6.9% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 5.7% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 4.6% (SG)	15%
84073390 其他車輛用往復式火花點火內 燃活塞引擎，汽缸容量超過2 50CC但不超過1000C C	8%	免稅 (PA, NZ) 1.2% (GT) 2.4% (SV, HN) 4.8% (NI) 7.2% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.6% (SV, HN) 3.2% (NI) 6.4% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NZ) 0.8% (SV, HN) 1.6% (NI) 5.6% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 4.8% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 4% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ) 3.2% (SG)	30%
84073490 其他車輛用往復式火花點火內 燃活塞引擎，汽缸容量超過1 000CC	17.5%	免稅 (PA, NZ) 6% (NI) 8% (GT) 10.6% (SV, HN) 15.7% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, NZ) 4% (NI) 6.6% (GT) 9.3% (SV, HN) 14% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, NZ) 2% (NI) 5.3% (GT) 8% (SV, HN) 12.2% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, NI, NZ) 4% (GT) 6.6% (SV, HN) 10.5% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, NI, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (SV, HN) 8.7% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, NI, NZ) 1.3% (GT) 4% (SV, HN) 7% (SG)	30%
840820 第 八 十 七 章 車 輛 推 動 用 引 擎																		
84082099 其他車輛用壓縮點火內燃活 塞引擎	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	30%															

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
一滑車及吊重機，不包括吊斗式吊重機或昇高車輛用吊重機： 一千斤頂；昇高車輛用之吊重機： 84254900 其他千斤頂；昇高車輛用之吊重機	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															
842691 設計安裝於公路車輛者 84269100 設計安裝於公路車輛之其他機械	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															

稅則號別及貨名	稅																										
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
84073100 車輛用往復式火花點火內燃活 塞引擎，汽缸容量不超過50 CC者	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3.4% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.3% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.1% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	15%															
84073200 車輛用往復式火花點火內燃活 塞引擎，汽缸容量超過50C C但不超過250CC者	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3.4% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.3% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.1% (SG)	15%	11.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	15%															
84073390 其他車輛用往復式火花點火內 燃活塞引擎，汽缸容量超過2 50CC但不超過1000C C	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.4% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.6% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 0.8% (SG)	30%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	30%															
84073490 其他車輛用往復式火花點火內 燃活塞引擎，汽缸容量超過1 000CC	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2.6% (SV, HN) 5.2% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 1.3% (SV, HN) 3.5% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.7% (SG)	30%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	30%															

第85章 電機與設備及其零件；錄音機及聲音重放機；電視影像、聲音記錄機及重放機；以及上述各物之零件及附件

增註

六、 經文化部核准或許可設立之電影事業或廣播電視節目供應事業，及國家通訊傳播委員會核准或許可設立之廣播電視事業，輸入歸屬本章（第8523節所列貨品除外）、第3707節、第84章或第90章之影視媒體專用器材設備，暨歸屬第870590目之影視媒體專用特種車輛，經文化部、國家通訊傳播委員會證明屬實者免稅。

第85章 電機與設備及其零件；錄音機及聲音重放機；電視影像、聲音記錄機及重放機；以及上述各物之零件及附件

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
8504 變壓器、靜電式變流器(例如：整流器)及電感器																		
850450 其他電感器																		
85045011 供自動資料處理機及其附屬單元與通訊器具用之電源供應器之其他電感器	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%															
85045019 其他電感器，容量未超過100伏安	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%															
85045090 其他電感器	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															
85177000 (刪除)																		
85177010 第8517節所屬貨品之天線	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5.5%															
85177090 其他第8517節所屬貨品之零件	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	1.25%															
85182910 (刪除)																		
85185000 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
85185010 喊話筒	3.3%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%															
85185090 其他音響擴大機組	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 9% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 8% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 7% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	10%
85219010 雷射光學碟式錄放影機或放影機	14%	免稅 (PA, NZ) 1.6% (GT) 4.2% (SV, HN) 5.7% (NI) 12.6% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.8% (SV, HN) 3.8% (NI) 11.2% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.4% (SV, HN) 1.9% (NI) 9.8% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 8.4% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 7% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5.6% (SG)	27.5%
85291011 (刪除)																		
85299011 彩色電視機基座或印刷電路板組件	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 9% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 8% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 7% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	15%
85299012 單色電視機基座或印刷電路板組件	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															
85369030 晶圓探針	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%															

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
8541 二極體、電晶體及類似半導體裝置；光敏半導體裝置，包括不論是否組成模組或製成板狀之光伏打電池；發光二極體；已裝妥之壓電晶體																		
854140 光敏半導體裝置，包括不論是否組成模組或製成板狀之光伏打電池；發光二極體																		
85414040 其他光伏打電池，不論是否組成模組或製成板狀者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	1%															
85415000 其他半導體裝置	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	1%															

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
85415010 (刪除)																		
85415090 (刪除)																		
85416000 (刪除)																		
85416010 石英晶體振盪器	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	1%															
85416090 其他已裝置壓電晶體	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	1%															
85437021 電氣礦藏探測器	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅															

稅則號別及貨名	稅率																										
	自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起			自117年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
85185090 其他音響擴大機組	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	10%															
85219010 雷射光學碟式錄放影機或放影機	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4.2% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.8% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.4% (SG)	27.5%	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	27.5%															
85299011 彩色電視機基座或印刷電路板組件	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	15%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	15%															

第86章 鐵道或電車道機車、車輛及其零件；鐵道或電車道軌道固定設備及配件與零件；各種機械式（包括電動機械）交通信號設備

稅則號別及貨名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
8609 貨櫃（包括運送流體用貨櫃） ，具有特別設計及裝備，可供 一種或多種運輸方式運送者																		
860900 貨櫃（包括運送流體用貨櫃） ，具有特別設計及裝備，可供 一種或多種運輸方式運送者																		
86090000 貨櫃（包括運送流體用貨櫃） ，具有特別設計及裝備，可供 一種或多種運輸方式運送者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅															

第87章 鐵道及電車道車輛以外之車輛及其零件與附件

增註

- 九、 輸入稅則第87039020號救護車，內有救護用特殊設備裝置及稅則第87059070號捐血車，內有捐血用特殊設備裝置，經衛生福利部證明確專供救護或捐血之用者免稅。
- 十三、 輸入供消防機關使用歸屬本章之救災車輛、消防勤務車輛及歸屬本章及其他各章之救火、救生、救災裝備，經內政部證明屬實者免稅。
- 十四、 輸入供製造消防機關用救災車輛及消防勤務車輛歸屬本章、第84章、第85章及第90章之零件、附件及組件（車輛底盤不論是否裝有引擎及駕駛台均在內），經內政部證明屬實者免稅。
- 十七、 輸入供製造稅則第87021010、87021030、87029020、87039020、87059090號車輛用及第8702節與8703節之身心障礙者復康車輛（可供輪椅進出或裝置有相關醫療器材者）用，歸屬本章或第84章、第85章及第90章之零件、附件及組件（車輛底盤不論是否裝有引擎及駕駛台均在內），經經濟部證明用途屬實者免稅。
- 十八、 輸入歸屬稅則第8703節，且設置有輪椅升降台或活動式坡道，符合載運輪椅使用者車輛規定之機動車輛，經交通部證明確供作無障礙計程車使用者免稅。

第 8 9 章 船舶及浮動構造體

稅 則 號 別 及 貨 名	稅															率		
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
89059020 燈船、消防船、起重船	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅															
89059090 其他非以航行為主要任務之船 舶	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅															

第90章 光學、照相、電影、計量、檢查、精密、內科或外科儀器及器具，上述物品之零件及附件

稅則號別及貨名	稅率																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
90109090 其他第9010節所屬物品之零件及附件	1.7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%															
90308900 其他第9030節所屬之貨品	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															
90308910 (刪除)																		
90308990 (刪除)																		

第95章 玩具、遊戲品與運動用品；及其零件與附件

稅則號別及貨名	稅率																	
	自本次修正生效日起			自104年1月1日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
95030041 縮減尺寸(比例)之模型組合 套件,不論是否活動模型,第 95030031及9503 0039號物品除外	免稅	免稅 (PA,GT,NI ,SV,HN,NZ ,SG)	12.5%															